

令和5年度中小企業等再起支援事業補助金

事業の目的

本事業は、コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響により業況が悪化し、厳しい経営状況におかれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、販路開拓、生産性向上、新商品・新役務の展開、売上原価の抑制の取組及びこれらの取組に併せて行う感染防止対策の取組を支援します。

なお、本補助金については、宮城県から補助を受けた「みやぎおうえんコンソーシアム」(補助金事務局)を通じて、事業者の皆様へ交付するものです。

申請受付期間

令和5年4月3日(月)～5月31日(水) ※期間中の消印有効

※予算上限に達する見込みとなった時点で、申請期間中であっても受付を終了させていただく場合があります。

○原則、申請日時点で、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて「パートナーシップ構築宣言」が公表されている事業者については、優先採択いたします。(ただし、本補助金の補助要件等を満たしている場合に限りです。)

※「パートナーシップ構築宣言」は、国が推進している制度で、「発注者」側の立場から、取引先との連携や共存共栄を進めることを、代表者の名前で宣言するもので、地域において、適正な価格転嫁に向けた取組の促進を目指すものです。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトURL:<https://www.biz-partnership.jp/Index.html>

補助対象者

以下の要件を満たす県内に本社・本店または住所を有する中小企業・小規模事業者等 (個人事業主、NPO法人含む)

コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響により、下記①または②のいずれかのとおり売上高等が減少していること

①原則として、令和4年8月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年から令和4年までの同月比で30パーセント以上減少していること

②法人の場合／原則として、申請日以前の直近決算期の「売上高」が対前期比で減少しており、かつ、直近決算期の「売上総利益率」が対前期比で10パーセント以上減少していること

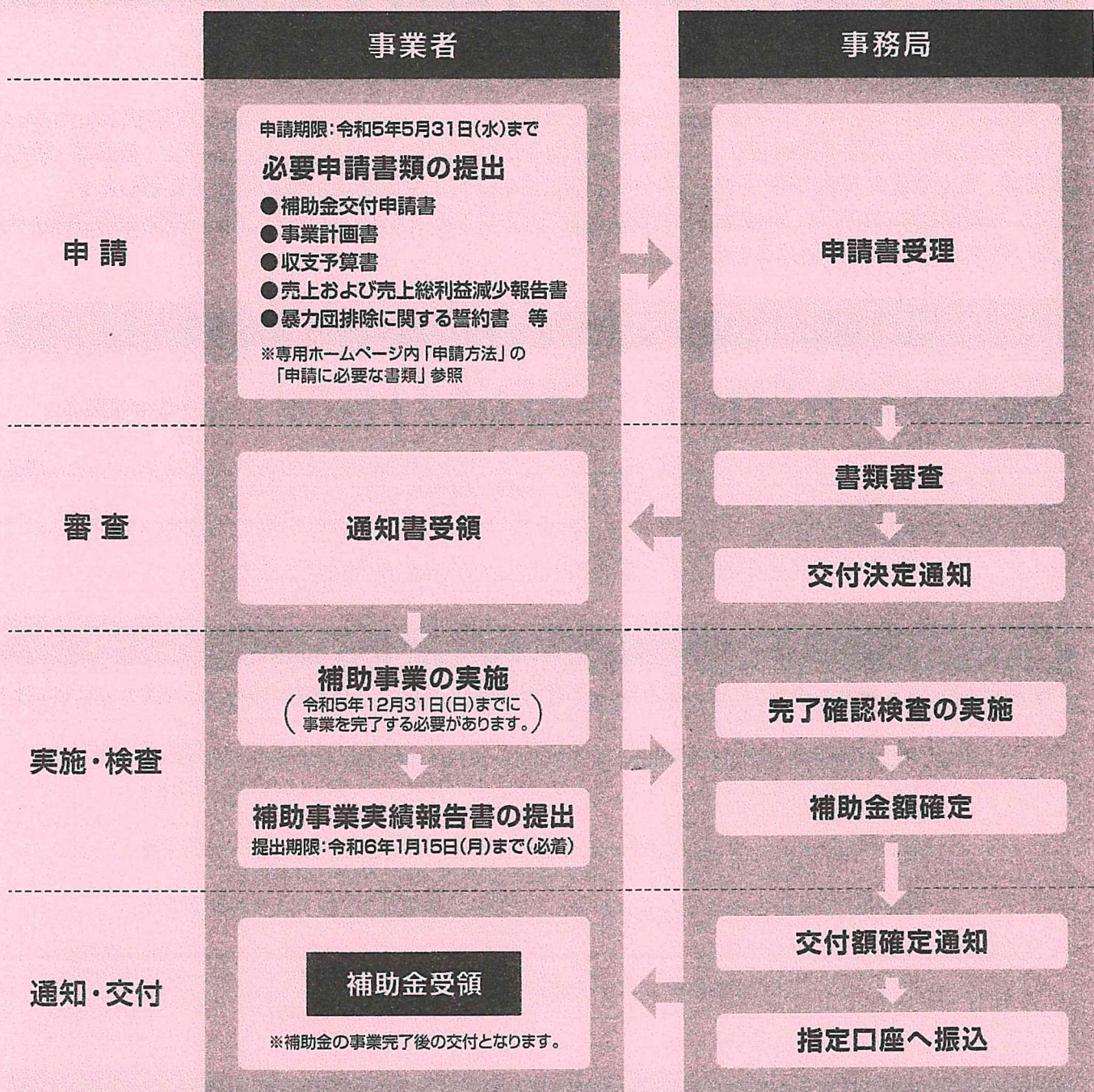
個人事業主の場合／令和4年分の「売上高(収入)」が対前年比で減少しており、かつ、令和4年分の「売上総利益率」が対前年比で10パーセント以上減少していること

$$\text{売上総利益率} = \frac{\text{売上高(売上(収入)金額)} - \text{売上原価}}{\text{売上高(売上(収入)金額)}}$$

補助対象事業等

| 補助対象事業 | 対象となる事業の例 |
|--|---|
| ①販路開拓を図る取組 ②生産性向上を図る取組 ③新商品・新役務の展開を図る取組 ④売上原価の抑制を図る取組 ⑤上記①～④の取組に併せて行う感染防止対策を図る取組 | 【①販路開拓を図る取組】 ○新たな広告展開 ○展示会・見本市への出展、商談会への参加 など |
| | 【②生産性向上を図る取組】 ○Wi-Fi設備やキャッシュレス決済機器導入 ○タブレット端末等によるセルフオーダーシステム導入 など |
| | 【③新商品・新役務の展開を図る取組】 ○新たな商品開発やそれに伴う設備導入 ○新たな販売形態(通信販売、イートインスペース等)に必要な設備導入 など |
| | 【④売上原価の抑制を図る取組】 ○原材料等を自ら製造するために必要な設備導入 ○原材料等を変更するために必要な設備導入 など |
| | 【⑤上記①～④の取組に併せて行う感染防止対策を図る取組】 ○換気設備の購入・施工 ○サーモカメラの購入・設置 など |
| 補助率 2/3以内 補助限度額 1,000千円 (下限額:300千円) | |

■ 事業の流れ(申請から交付まで)



■ 申請方法

令和5年度中小企業等再起支援事業専用ホームページをご確認いただき、必要事項記入等の上、申請窓口へ郵送してください。

令和5年度中小企業等再起支援事業
専用ホームページ

<https://miyagi-chusho-saiki.jp/r5/>



■ 問い合わせ先

宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局

TEL:022-266-3821

(平日のみ 午前10時から午後5時まで)